

あおもり魅力ある職場づくり推進協議会 設置要綱

1 目的

青森県内においては、平成 27 年度より、事業主団体、労働団体及び行政機関等との間で協議会を設置し、中小企業・小規模事業者における「働き方改革」の取り組みを推進してきたところである。

少子高齢化の進行により労働力人口が減少していく中で、青森県の地域経済を持続的に発展させるためには、ワーク・ライフ・バランスの推進、非正規雇用労働者の正社員転換・処遇の改善、女性の職業生活における活躍推進等の課題について、中小企業・小規模事業者支援を行っていくことが一層重要になっていている。

こうしたことから引き続き、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）」第 10 条の 3 に基づき、関係機関が参集し、中小企業・小規模事業者の雇用環境の整備を中心に情報共有を図り、共通認識を持って課題に取り組むことで、労働者が意欲と能力に応じて、将来に希望を持って安心して働くことができる職場づくりを推進することを目的とする「あおもり魅力ある職場づくり推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

2 構成員

- 一般社団法人青森県経営者協会
- 青森県商工会議所連合会
- 青森県商工会連合会
- 青森県中小企業団体中央会
- 日本労働組合総連合会青森県連合会
- 株式会社青森みちのく銀行
- 青森県社会保険労務士会
- 公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部
- 独立行政法人労働者健康安全機構青森産業保健総合支援センター
- 青森働き方改革推進支援センター
- 東北税理士会青森県支部連合会
- 青森県
- 東北経済産業局
- 青森労働局

3 協議事項

協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等のワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 非正規雇用労働者の正社員転換・処遇の改善
- (3) 女性の職業生活における活躍推進
- (4) 上記事項に関する中小企業・小規模事業者に対する支援
- (5) その他魅力ある職場づくり推進のために必要な事項

4 協議会の開催

青森労働局長は、必要に応じ協議会を招集する。

協議会には、必要に応じ構成員以外の者を出席させることができる。

5 幹事会

効果的かつ円滑に本協議会を運営するため、必要に応じ、各構成員の事務担当者で構成する幹事会を開催し、協議会の運営等に関する事項について調整を行う。

6 庶務

協議会の庶務は、青森労働局雇用環境・均等室において処理する。

7 附則

この要綱は、平成 27 年 12 月 16 日から施行する。

改正、平成 28 年 12 月 13 日

改正、平成 30 年 10 月 22 日

改正、令和元年 9 月 24 日

改正、令和 6 年 2 月 14 日

改正、令和 7 年 1 月 23 日

改正、令和 8 年 1 月 13 日